

取調べの可視化 実現ニュース



(通算第8号)2009.6.1

今月の特集

- 「110万人の署名とともに取調べの可視化の実現を求める緊急院内集会」を開催!
- 「取調べの可視化の実現を求める署名運動」について
- 今こそ、可視化弁護の実践を
- 「取調べ一部録画事案弁護活動マニュアル」の発刊
- 「被疑者ノート」と「被疑者ノート活用マニュアル」の改訂
- 「取調べの可視化申入書(モデル案)活用マニュアル」の改訂

編集責任：日本弁護士連合会 取調べの可視化実現本部

「110万人の署名とともに取調べの可視化の実現を求める緊急院内集会」を開催!

取調べの可視化実現本部本部長代行 田中敏夫

1 日弁連は、取調べの全過程の録画制度、つまり取調べの可視化を裁判員裁判が始まるまでに何と

も実現しようとする力を尽くしてきました。そして、一部録画にとどめようとする検察や警察の動きに対して、取調べの全過程の録画を求める国民的世論を形成し、それを国会議員に届けることを考えました。

それが取調べの可視化の実現を求める署名活動でした。2008年2月の当初目標数は30万人でしたが、今年の3月末には何と11万9697人から署名を集めることができました。画期的な大成功です。

取調べの可視化を求める国民的理解と賛同は私たちが考えていた以上に広範なものでした。署名活動にご奮闘いただいた会員、そして何よりも市民の皆様へ感謝申し上げます。

また、全国の地方自治体の議会でも取調べの可視化を求める意見書が次々と採択されているのは、国民の中にある取調べの可視化を求める動きの反映です。

これまでに、全国すべての各弁護士会、弁護士会連合会でも取調べの可視化を求める決議や会長声明を出していただきました。

2 こうした中で、日弁連は5月14日に衆議院第1議員会館第1会議室で「110万人の署名とともに取調べの可視化の実現を求める緊急院内集会」を、国会議員13名を含む約100名の参加を得て開催しました。

当日ご参加いただいた議員は次のとおりです(順不同、敬称略)。

(衆議院)
大口善徳(公明) 細川律夫(民主)
仙谷由人(民主) 川内博史(民主)
阿部知子(社民) 鈴木宗男(新党大地)

(参議院)
千葉景子(民主) 松野信夫(民主)
前川清成(民主) 松浦大悟(民主)
仁比聡平(共産) 福島みずほ(社民) 近藤正道(社民)

集會では、山下幸夫副本部長の司会の下、川崎達也副会長が開会挨拶を、私が署名運動について述べた後、川崎副会長と私が請願署名の紹介議員である細川議員、仙谷議員等に署名の束を手渡ししました。

なお、請願署名を国会(衆議院)に提出する際の紹介議員として、以下の衆議院議員にご協力をいただきました(順不同、敬称略)。
杉浦正健(自民) 細川律夫(民主)
仙谷由人(民主) 山田正彦(民主)
加藤公一(民主) 石関貴史(民主)
赤嶺政賢(共産) 阿部知子(社民)

この後、古田茂事務局次長のリードで志布志事件のお二人、踏み字事件の川畑幸夫さんと元被告人中山信一さんから、警察の取調べのひどさと取調べの可視化の必要性について熱い報告があり、会場に感動を与えました。

志布志の人たちの話は、聞かされた時に、取調べの可視化はどうしても必要だと実感をもって感じさせます。

そして、議員の発言が続き、最後に小坂井久嗣

3 取調べの可視化をめぐる現在の対決点は、捜査機関が実施している任意性の立証のためと称する

取調べの一部録画を是とするのか私たちが求めている取調べの全過程の録画を制度としてつくるのかということ。密室の取調べを結局はそのままにして捜査機関に都合のよい録画部分のみが出されることは非常に危険です。現在のこのような情勢の下で、今回の110万人を超える署名を背景にした院内集會は、取調べの可視化の実現に向けて歴史的な意義をもつものです。

私たちは、取調べの一部の録画ではなく、全過程の録画を求めて刑事弁護の現場での実践を強め、あわせて取調べの可視化の法制度の実現のために全力を出し切る決意です。(東京弁護士会会員)



院内集會には約100名が参加した

「取調べの可視化の実現を求める署名運動」について

司法改革調査室嘱託 青柳 周

日弁連では、2008年2月から、取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現を国会へ請願するための署名運動を実施して参りました。

始まった当初は30万人分の署名を集めることが目標でしたが、会員の皆様方に積極的に署名集約の取組をしていただいた結果、各市民団体や労働組合などの賛同も得ることができ、同年6月以降も運動を継続することとなりました。その後、署名獲得数が順調に伸びたことから、目標を大幅に上方修正し、2008年9月末日までに100万人分の署名を集めることとし、各弁護士会ごとの取組をより一層強化していただきました。その結果、署名の集約がさらに進み、2008年9月末日を超えてもなお署名獲得数が伸びたことから、期限を2009年3月末日までに延長することとなりました。

この2009年3月末日をもって署名運動は終了しましたが、最終的な署名獲得数は112万人近くにまで達し(111万9697人)、当初目標の4倍弱という多大な成果を収めることができました。これらの署名は、賛同議員を通じて衆議院に提出されています。署名運動にご協力いただいた会員の皆様方、市民の皆様方には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

署名運動では、会員の皆様方に街頭での署名協力の呼びかけや各種団体を訪問しての署名協力要請等様々な取組をしていただきましたが、右記署名獲得数もさることながら、これらの取組を通じて、取調べの可視化の重要性を広く市民の方々に訴えることができたことそれ自体が、多大な成果であったと思います。

すなわち、取調べの可視化は、今なお我が国で行われている密室での違法・不当な取調べを根絶す

るための最良の手段であることはもちろんですが、同時に、自白の任意性・信用性をめぐる無用な争いを防ぎ、裁判を効率的に進める上でも最良の手段であります。2009年5月21日から始まった裁判員制度では、市民が裁判員として刑事裁判に参加しますが、取調べの可視化は、この裁判員が自白の任意性・信用性をめぐる無用な争いに巻き込まれ、過重な負担を強いられないようにする上でも必要不可欠なものなのです。このように、取調べの可視化は市民にとっても身近な問題ですが、署名運動を通じて、このことを広く市民に訴えることができたことは、取調べの可視化を実現する上で意義のあることであつたと考えています。

現在、検察や警察で行われている取調べの一部録画は弊害の多いものであり、録画を行うのであれば全過程でなければ意味のないこととは、日弁連が繰り返し主張しているとおりで。しかし、検察や警察の全過程録画に対する抵抗は依然として根強く、これを実現する上で乗り越えなければならぬ障害は多々あります。それゆえ、取調べの可視化を実現するために、世論の強い後押しが不可欠で、これを求める市民の声を大規模に結集し、国会へ送り届けることが必要でしたが、今回皆様方のおかげで、この所期の目標を達成することができました。

今後も、この流れをさらに発展させて、取調べの可視化を内容とする刑事訴訟法改正に向けた新たな運動を行っていく必要があります。今後とも会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(東京弁護士会会員)

全日本、可視化弁護の実践を

取調べの可視化実現本部副部長 小坂井 久

「可視化弁護実践」と表現する
と、従来、かなり先端に位置する
弁護活動であるかのように受けと
められていたのではないでしょう
か。けれども、検察・警察で取調
への「一部録画」が広範になされ
るようになるにつれ、これに対峙
する弁護実践は、極めてスタン
ダードな活動となるべき必然性を
もっています。

すなわち、まず捜査段階で、取
調べの「可視化」を申し入れ、こ
れによって「一部録画」が不十分
かつ、極めて危険なことを宣明し
なければなりません。と同時に
「被疑者ノート」を差し入れ、そ

の記載によって、取調べ「全過
程」の状況を被告・弁護側から明
らかにする準備をします。このよ
うな過程を経ながら、さらに、的
確な接見活動を行い、適切なアド
バイスをするとともに、苦情申出
制度なども活用し、捜査当局へ
の抗議を怠らぬようにします。

捜査・公判前整理手続・公判を
トータルに捉える弁護実践をする
ことが今求められています。この
実践を通して、「一部録画」のこ
まかしを必ず明らかにすることが
出来ます。

ここで紹介する「可視化弁護マ
ニュアル三兄弟」は、内容的に重複

「取調べ一部録画事案弁護活動マニュアル」の発刊

取調べの可視化実現本部事務局次長 森 直也

この度、日弁連から「取調べ一
部録画事案弁護活動マニュアル」
が発刊されました。

このマニュアルは、「被疑者
ノート活用マニュアル」「取調べ
の可視化申入書(モデル案)活用
マニュアル」と併せて、「可視化
弁護マニュアル三兄弟」と呼ばれ
ています。いずれも、取調べの全
過程の録画を求める基本的視点に
立ちつつ、それがなされていない
現状で、被疑者・被告人にとって
効果的な弁護活動を行う方法につ
いて分かり易く解説しています。

そのうち、「取調べ一部録画事
案弁護活動マニュアル」は、現在
検察及び警察での取調べで採用さ
れている取調べの一部録画に対し
て、弁護人がどのように対応すべ
きかを解説したものです。

現状の一部録画は、**「取調べ」**
の概ね作成された後に、取調べの一
部のみを録画するものであり、録
画されていない取調べでこのよう
なやりとりがなされていることが事
後に一切検証できず、冤罪の防止
に繋がりにくいです。ところが捜査機
関は、あくまで一部録画にこだわ
り、これで裁判員裁判を乗り切る
うとしています。また、裁判所にお
いても、調書の任意性・信用性
の立証としては、一部録画で十分
との判断を下している裁判例が散
見されます。

このような現状を打破し、一部
録画では冤罪を防ぎ得ないとの観
点から、このマニュアルでは、一
部録画の問題点を指摘すると共に、
一部録画事例に対峙する弁護実践
を捜査段階、公判前整理手続段階

「被疑者ノート」と「被疑者ノート活用マニュアル」の改訂

取調べの可視化実現本部事務局次長 小林 功武

日弁連は、取調べの全過程の録
画を実現するために、2004年
3月以降、「被疑者ノート」を作成・
配布し、会員の皆様に活用を呼び
かける運動を行ってまいりました。
その後、最高検察庁は、200
9年4月から、裁判員裁判対象事
件について、検察官による取調べ
の一部録画を本格的に実施してい
るほか、警察庁も、2008年9
月から取調べの一部録画の試行を
開始し、2009年4月から全都
道府県警察に拡大して試行を実施
しています。この一部録画は、捜
査機関にとって都合のよい一部
のみを録画するものであり、それ
以外の取調べも問題がなかったか
とができます。

このマニュアルは、左記のUR
Lからもダウンロードできますの
で、是非ご活用ください。今後増
大する一部録画事例に対して、こ
のマニュアルが是非会員に幅広く
利用されるよう希望します。

http://www.nichibenren.or.jp/ja/special_theme/data/torishirabeiburukuga_manual.pdf

(大阪弁護士会会員)



取調べ一部録画事案弁護活動マニュアル

「取調べの可視化申入書(モデル案)活用マニュアル」の改訂

取調べの可視化実現本部事務局員 前田 領

この度発行した「取調べの可視
化申入書(モデル案)活用マニ
ュアル」は2005年11月に発刊し
た同マニュアルの改訂版です。

本年5月からはじまった裁判員
裁判の中で、冤罪を防ぐため、取
調べの可視化(取調べの全過程の
録画)は直ちに実現させなければ
ならない緊急の問題です。にもか
かわらず、未だ取調べの可視化は
実現されていません。

そこで、日弁連は取調べの可視
化の実現を目指し、捜査機関の現
状をわかりやすくまとめたうえで、
可視化申入書を実践的な弁護活動
の指標とすべく「取調べ可視化申
入書(モデル案)」を改訂しまし
た。「モデル案」として捜査機関
への申入書5つをパターン化して
ありますので、そのまま使用して
いただけるようになっていきます。
このマニュアルには、最近実施

に設けられた規則等についても、
被疑者に知ってもらう必要があり
ますので、「被疑者ノート」に説
明を追加しています。

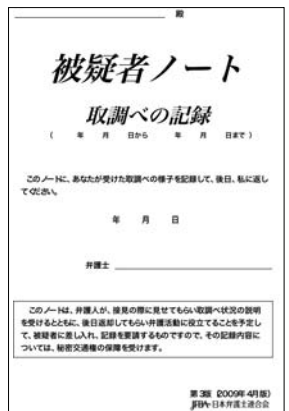
さらに、こうした一部
録画への対応、新たに設
けられた規則等について
は、弁護人にとっても重
要ですから、「被疑者
ノート活用マニュアル」
にも改訂を加えました。

この新しい「被疑者
ノート」と「被疑者ノ
ート活用マニュアル」につ
いては、左記のURLか
らダウンロードできま
すので、是非ご活用くだ
さい。

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal/aid/>



被疑者ノート活用マニュアル



被疑者ノート

on-duty_lawyer/highsanote.html (大阪弁護士会)



取調べの可視化申入書(モデル案)活用マニュアル

された取調べの一部録画や取
調べ適正化のための通達につい
ての問題点や、それに対する現時
で最善と思われる対応策を記載
してあります。

取調べの一部録画では冤罪を防
げないことは数多くの一部録音冤
罪事件(たとえば布川事件)でも
すでに明らかになっており、当初
より取調べの可視化を求めること
が重要でした。このマニュアルは、
そのための可視化実践の具体的な
方法を説明しています。

ところで、取調べ適正化のため
の通達によって、警察
官・検察官の取調べが
不当である場合には、
検察庁に調査・報告を
求めることができるよ
うになりましたが、こ
の通達で取調べにおけ
る問題点が解決するわ

http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal_aid/on-duty_lawyer/kashika_model.html

(東京弁護士会会員)